

☆待機児童世帯助成事業の案内☆



待機児童とは!?

保育を必要とする児童の保育所(認可保育園)入所申請をしているにもかかわらず、認可保育所の定員超過等の理由により入所できなかった児童のことをいいます。

※保育を必要とする児童とは(共働き・病気療養中・産前産後2ヶ月・病人の介護等・その他...)

対象児童

この事業の対象となる児童は、中城村内に住所を有し、18歳未満の児童が2人以上いる世帯で、認可保育所等に申込みをしたが待機児童となり、認可外保育施設に入所している児童です。

また、認可外保育施設に関しては県知事に届出をしている施設であれば、村内外を問いません。

下の例①の場合、2歳児のみ対象となり、例②の場合、4歳児と2歳児が本事業対象となり、0歳児については第3子以降保育料無料化事業を案内します。例③の場合は、世帯に18歳未満の児童が1人しかいないため、該当しません。

例① 家族構成 : 両親・子ども2人(17歳・2歳児) 《 該 当 》

例② 家族構成 : 両親・子ども3人(4歳児・2歳児・0歳児) 《 該 当 》

例③ 家族構成 : 両親・子ども1人(3歳児) 《 該 当 な し 》

※認可保育所等の入所申込み後に、村からの認可保育所等への入所案内を断った場合は対象外となる場合があります。

保育料補助内容

認可外保育施設長と保護者との契約により保護者が支払うこととされている保育園における保育に準じる基本的なサービス利用に要する費用(保育費・食費)が、公立保育所保育料よりも高い場合、1人当たり月額、5千円を上限に補助します。※入会金・送迎費・教材費は該当しません。

交付決定までの流れ

交付申請書を役場窓口(福祉課)にて受取り、記入した上、認可外保育施設との契約書(保育料が分かるもの)の写しを添えて提出して下さい。その後、内容を審査し、決定通知もしくは、却下通知を送付致します。

交付方法

・持参するもの【保育料領収書、印鑑、通帳(保護者)】

上記3点を持参し、役場窓口(福祉課)にて補助金請求書を記入し提出。申請月の翌月に振込します。



☆☆☆ お問い合わせ先 ☆☆☆

中城村役場 福祉課

TEL 098-895-2131(内線264)

FAX 098-895-3048

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

